

佐賀県告示第264号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則第3条第1項に規定する徴収金基準(昭和63年佐賀県告示第440号)の一部を次のように改正する。

平成27年6月16日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>表1 児童入所施設徴収金基準額表</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="235 592 1104 635">略</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="235 635 1104 1369">備考 1～6 略 7(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。 ア 略 イ 妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層又はB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約をいう。)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一</td></tr></tbody></table>	略	備考 1～6 略 7(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。 ア 略 イ 妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層又はB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約をいう。)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一	<p>表1 児童入所施設徴収金基準額表</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1160 592 2029 635">略</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1160 635 2029 1369">備考 1～6 略 7(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。 ア 略 イ 妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層又はB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約をいう。)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保</td></tr></tbody></table>	略	備考 1～6 略 7(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。 ア 略 イ 妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層又はB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約をいう。)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保
略					
備考 1～6 略 7(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。 ア 略 イ 妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層又はB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約をいう。)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一					
略					
備考 1～6 略 7(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。 ア 略 イ 妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層又はB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者で、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約をいう。)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保					

改正前	改正後
<p>時金」という。)が、<u>390,000円</u>以上であるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>8 略</p>	<p>時金」という。)が、<u>404,000円</u>以上であるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>8 略</p>